

下水道管路施設包括的維持管理等業務委託

モニタリング基本計画書

姫路市上下水道局下水道部下水道管理センター

## 目次

1 総論 .....	1
1.1 モニタリング基本計画の目的と位置付け.....	1
1.2 モニタリング体制.....	1
1.3 本業務の範囲.....	1
1.4 モニタリング方法.....	1
1.5 セルフモニタリング実施計画書.....	2
1.6 セルフモニタリング実施計画書の構成.....	2
1.7 セルフモニタリング実施計画書の変更.....	2
1.8 モニタリングの費用負担.....	2
1.9 モニタリング結果の公表.....	2
2 履行期間中のモニタリング.....	3
3 履行終了時のモニタリング.....	3

## **1 総論**

### **1. 1 モニタリング基本計画の目的と位置付け**

このモニタリング基本計画書（以下「本書」という。）は、姫路市が実施する「下水道管路施設包括的維持管理等業務委託」（以下「本業務」という。）の履行期間中、本業務の契約相手方となる民間事業者（以下「事業者」という。）が、本業務に関する契約（以下「本契約」という。）を確実に遂行し、かつ、本業務に関する契約書、要求水準書及び提案書類（本契約の内容を表示する文書を総称して、以下「契約書等」という。）に定められた要求水準を安定的に充足することを確認・評価（以下「モニタリング」という。）するための基本的な考え方及び内容を示すものである。

事業者は、本書に基づいて本件各業務のモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）を行い、姫路市は、セルフモニタリングの結果を踏まえたモニタリング（以下「事業モニタリング」という。）を行うものとする。

### **1. 2 モニタリング体制**

本業務のモニタリング体制及びその基本的な考え方は、次の各号で構成される。事業モニタリングの結果について、事業者と姫路市との間で疑義が発生した場合は、双方の協議によりその解決方法等の調整を行うものとする。

#### **(1) セルフモニタリング**

事業者によるセルフモニタリングは、自らが作成したセルフモニタリング実施計画書（1. 5に定義する。）に基づき、要求水準の達成状況や業務の実施状況等を自ら点検し、姫路市に定期的に報告するものとする。

#### **(2) 事業モニタリング**

姫路市による事業モニタリングは、セルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類等を用いて、書面や会議体の報告を基に確認・評価するものである。また、姫路市が必要と判断した場合、又は事業者が請求した場合において、姫路市と事業者は、現地（当該業務を行う業務場所をいう。以下同じ。）における確認を行う。

### **1. 3 本業務の範囲**

モニタリングの対象となる本業務の範囲は、維持管理業務及び改築工事とする。

### **1. 4 モニタリング方法**

本業務で実施するモニタリングは、書類による確認及び会議体による確認を基本とし、姫路市又は事業者が必要とした場合、現地における確認を行うものとする。この場合、事業者は現地における確認において必要な協力を行うものとする。

モニタリング区分に対応する具体的な確認方法については、後述の「2 履行期間中のモニタリング」「3 履行期間終了時のモニタリング」でそれぞれ示す。

### **1. 5 セルフモニタリング実施計画書**

事業者は、姫路市との協議を踏まえ「1. 6 セルフモニタリング実施計画書の構成」に従いセルフモニタリング実施計画書を提出するものとする。

セルフモニタリング実施計画書は、本契約締結日から14日以内に作成するものとする。

### **1. 6 セルフモニタリング実施計画書の構成**

事業者が作成するセルフモニタリング実施計画書は、次の各号に示す内容で構成するものとする。

- (1) モニタリングの体制
- (2) モニタリングの実施手順
- (3) モニタリングの時期
- (4) モニタリングの実施内容
- (5) モニタリングの様式

### **1. 7 セルフモニタリング実施計画書の変更**

事業者は、本業務に着手した後において以下の事由が生じた場合、セルフモニタリング実施計画書を変更するものとする。

- ア 契約書等の内容が変更された場合
- イ 本業務を履行するための手段や手順等を変更した場合
- ウ その他、本契約の履行について特に必要があると認められた場合

### **1. 8 モニタリングの費用負担**

モニタリングの費用負担について、セルフモニタリングに係る費用は事業者が負担し、事業モニタリングに係る費用は、姫路市が負担するものとする。

### **1. 9 モニタリング結果の公表**

姫路市は、事業モニタリングの結果について、必要に応じて姫路市の下水道ホームページにおいて公表する場合がある。この場合、事業者は、姫路市の公表に協力するものとする。

## **2 履行期間中のモニタリング**

事業者は、事業年度ごとの年次計画書及び月次計画書を提出し、姫路市の確認を受ける。当該計画書に基づいて実施した本件各業務についてセルフモニタリングを実施し、履行状況や要求水準を満たし適切に実施されているか等を確認し、セルフモニタリングの結果を含んだ年次報告書及び月次報告書を提出するものとする。モニタリング結果は、報告会にて市に報告するものとする。

会議体を構成する基本的な報告会の時期は下表のとおりである。ただし、事故等が発生した場合において緊急開催が必要と認める場合は、姫路市及び事業者は、定例で開催する報告会によらず、随時、臨時報告会を開催することができるものとする。

姫路市は、報告書及び報告会において業務の進捗状況、要求水準の充足状況、課題及びその改善状況等を確認・評価し、対応方針等について事業者と協議を行う。また、必要に応じて事業者に改善や体制の見直しを要求し、又は現地における確認を行い、確認結果に応じた措置を要求するものとする。

事業者は、姫路市から改善要求等を受けた場合、姫路市との協議を踏まえて改善対策等を講じるものとする。

履行期間中の報告会の時期

報告会名	時期
月次報告会	毎月
年次報告会	毎年度末
臨時報告会	必要な場合
最終報告会	履行期間満了時

※報告会の時期は、業務の進捗状況等により適宜調整するものとする。

※事業者は、報告会開催後14日以内に議事録を作成し姫路市に提出するものとする。

## **3 履行終了時のモニタリング**

事業者は、履行期間の終了に際し、本件各業務についてセルフモニタリングを実施し、要求水準を満たしているか等を確認し、セルフモニタリングの結果を含んだ業務完了報告書を提出するものとする。モニタリング結果は、最終報告会にて姫路市に報告するものとする。

姫路市は、報告書及び報告会において業務の実施結果、要求水準の充足状況、課題及びその改善結果等を確認・評価する。また、必要に応じて現地における確認を行う。

なお、本業務が終了した後の次期契約に関して、実施者が変更となる場合は、姫路市及び事業者は適宜協議を実施し、事業者が示した引継事項を確認し、業務引継に立ち会い、必要に応じて改善を指示するものとする。